表美保進入管制区の項中「美保ＶＯＲＴＡＣ」を「Ｎ35°31′52″Ｅ133°05′38″の地点」に改め、同項２ロ中「玖珂ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ34°05′Ｅ132°09′）」を「Ｎ34°04′46″Ｅ132°08′50″の地点」に改め、同項２ハ及び３中「玖珂ＶＯＲＴＡＣ」を「Ｎ34°04′46″Ｅ132°08′50″の地点」に改める。

表広島進入管制区の項を次のように改める。

広島進入管制区	１　Ｎ34°40′20″Ｅ133°34′22″の地点、Ｎ34°32′06″Ｅ133°20′20″の地点、Ｎ34°21′47″Ｅ133°27′38″の地点、Ｎ34°40′00″Ｅ133°35′00″の地点及びＮ34°40′20″Ｅ133°34′22″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850ｍ以下のもの ２　Ｎ34°32′06″Ｅ133°20′20″の地点、Ｎ34°29′56″Ｅ132°53′59″の地点、Ｎ34°18′04″Ｅ132°27′51″の地点、Ｎ34°05′59″Ｅ132°31′46″の地点、Ｎ34°04′27″Ｅ132°35′03″の地点、Ｎ34°10′50″Ｅ133°23′13″の地点、Ｎ34°21′47″Ｅ133°27′38″の地点及びＮ34°32′06″Ｅ133°20′20″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（Ｎ34°08′27″Ｅ132°13′57″の地点を中心とする半径27kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度2,450ｍ以下のもの ３　Ｎ34°08′27″Ｅ132°13′57″の地点を中心とする半径27kmの円内の区域のうちＮ34°20′39″Ｅ132°24′29″の地点とＮ34°17′27″Ｅ132°22′25″の地点を結ぶ直線の東側にあり、Ｎ34°17′27″Ｅ132°22′25″の地点とＮ34°15′00″Ｅ132°23′00″の地点を結ぶ直線の東側にあり、Ｎ34°15′00″Ｅ132°23′00″の地点とＮ34°06′38″Ｅ132°30′21″の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、Ｎ34°06′38″Ｅ132°30′21″の地点とＮ34°05′59″Ｅ132°31′46″の地点を結ぶ直線の北側にある区域の直上空域で高度2,450ｍ以下のもの（高度1,850ｍのものを除く。） ４　Ｎ34°53′37″Ｅ132°45′59″の地点、Ｎ34°49′24″Ｅ132°43′14″の地点、Ｎ34°46′20″Ｅ132°41′37″の地点、Ｎ34°42′55″Ｅ132°38′54″の地点、Ｎ34°20′39″Ｅ132°24′29″の地点、Ｎ34°18′04″Ｅ132°27′51″の地点、Ｎ34°29′56″Ｅ132°53′59″の地点、Ｎ34°32′06″Ｅ133°20′20″の地点、Ｎ34°40′20″Ｅ133°34′22″の地点、Ｎ34°53′36″Ｅ133°08′06″の地点及びＮ34°53′37″Ｅ132°45′59″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（Ｎ34°08′27″Ｅ132°13′57″の地点を中心とする半径27kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度4,550ｍ以下のもの

表関西進入管制区の項２イ中「Ｎ35°05′57″Ｅ134°49′08″」を「Ｎ35°05′46″Ｅ134°48′08″」に、「Ｎ34°49′19″Ｅ135°09′38″」を「Ｎ34°48′56″Ｅ135°07′39″」に改め、同項３中「Ｎ34°32′02″Ｅ133°20′23″」を「Ｎ34°32′06″Ｅ133°20′20″」に改め、同項６中「Ｎ34°49′19″Ｅ135°09′38″」を「Ｎ34°48′56″Ｅ135°07′39″」に、「Ｎ34°33′51″Ｅ135°28′30″」を「Ｎ34°33′25″Ｅ135°25′29″」に、「4,900ｍ」を「高度4,900ｍ」に改め、同項７イ中「Ｎ34°33′51″Ｅ135°28′30″」を「Ｎ34°33′25″Ｅ135°25′29″」に改め、同項10イ中「Ｎ35°05′57″Ｅ134°49′08″」を「Ｎ35°05′46″Ｅ134°48′08″」に、「Ｎ34°47′34″Ｅ135°00′35″」を「Ｎ34°47′13″Ｅ134°58′44″」に、「Ｎ34°49′19″Ｅ135°09′38″」を「Ｎ34°48′56″Ｅ135°07′39″」に改め、同項11中「Ｎ34°49′19″Ｅ135°09′38″」を「Ｎ34°48′56″Ｅ135°07′39″」に、「Ｎ34°47′34″Ｅ135°00′35″」を「Ｎ34°47′13″Ｅ134°58′44″」に、「Ｎ34°33′51″Ｅ135°28′30″」を「Ｎ34°33′25″Ｅ135°25′29″」に改め、同項14を同項15とし、同項２から13までを同項３から14までとし、同項１の次に次のように加える。

２　Ｎ34°40′20″Ｅ133°34′22″の地点、Ｎ34°32′06″Ｅ133°20′20″の地点、Ｎ34°36′03″Ｅ133°33′24″の地点、Ｎ34°40′00″Ｅ133°35′00″の地点及びＮ34°40′20″Ｅ133°34′22″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850ｍを超え2,750ｍ以下のもの

表徳島進入管制区の項１中「信太ＶＯＲ（Ｎ34°30′Ｅ135°27′）」を「Ｎ34°29′31″Ｅ135°26′54″の地点」に改め、同項２ハ中「イ」を「２のイ」に改める。

表大分進入管制区の項１イ中「大分ＶＯＲ（Ｎ33°13′Ｅ131°42′）」及び「大分ＶＯＲ」を「Ｎ33°13′13″Ｅ131°42′12″の地点」に改め、同項１ロからニまでの規定中「大分ＶＯＲ」を「Ｎ33°13′13″Ｅ131°42′12″の地点」に改める。

表熊本進入管制区の項から鹿児島進入管制区の項までの規定中「大分ＶＯＲ」を「Ｎ33°13′13″Ｅ131°42′12″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月四日　　国土交通大臣　石井　啓一

第一項の表美保ＶＯＲの項を削り、同表出雲ＶＯＲの項中「７時30分から20時30分まで」を「24時間」に改め、同表木更津ＶＯＲの項及び信太ＶＯＲの項を削り、同表本郷ＶＯＲの項中「７時30分から21時30分まで」を「24時間」に改め、同表友ＶＯＲの項、淡路ＶＯＲの項及び玖珂ＶＯＲの項を削り、同表南紀ＶＯＲの項中「８時30分から20時まで」を「24時間」に改め、同表武蔵ＶＯＲの項中「７時30分から22時30分まで」を「24時間」に改め、同表大分ＶＯＲの項を削り、同表長崎ＶＯＲの項中「７時00分から22時00分まで」を「24時間」に改め、同表笠利ＶＯＲの項中「８時から19時30分まで」を「24時間」に、「平成27年10月15日から平成28年２月３日まで供用休止」を「平成28年２月４日から供用再開」に改め、同表薩南ＶＯＲの項及び奄美ＶＯＲの項を削る。

第二項の表美保タカンの項中「ＪＥＣ」を「ＪＥＴ」に、「美保ＶＯＲと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用」を「なし」に改め、同表玖珂タカンの項中「ＩＷＣ」を「ＩＷＴ」に、「玖珂ＶＯＲと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用」を「なし」に改め、同表奄美タカンの項中「ＡＬＣ」を「ＡＬＴ」に、「奄美ＶＯＲと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用」を「なし」に改める。

第三項の表福島ＩＬＳの項中「福島空港及びその周辺」を「福島空港内」に、「８時30分から20時まで」を「８時から21時まで」に改め、同表鹿児島ＩＬＳの項中

ローカライザー	111.704 111.696	10 10

を

ローカライザー	111.7	10

に改め、同表奄美ＩＬＳの項中「平成27年10月15日から平成28年２月３日まで供用休止」を「平成28年２月４日から供用再開」に改める。

第四項の表東北ＤＭＥの項を削り、同表出雲ＤＭＥの項中「７時30分から20時30分まで」を「24時間」に改め、同表木更津ＤＭＥの項及び浜松ＤＭＥの項を削り、同表信太ＤＭＥの項中「ＳＫＥ」を「ＳＫＤ」に、「信太ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に改め、同表本郷ＤＭＥの項中「７時30分から21時30分まで」を「24時間」に改め、同表友ＤＭＥの項を削り、同表淡路ＤＭＥの項中「ＡＪＥ」を「ＡＪＤ」に、「淡路ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に改め、同表南紀ＤＭＥの項中「８時30分から20時まで」を「24時間」に改め、同表武蔵ＤＭＥの項中「７時30分から22時30分まで」を「24時間」に改め、同表大分ＤＭＥの項を削り、同表長崎ＤＭＥの項中「７時00分から22時00分まで」を「24時間」に改め、同表笠利ＤＭＥの項中「８時から19時30分まで」を「24時間」に、「平成27年10月15日から平成28年２月３日まで供用休止」を「平成28年２月４日から供用再開」に改め、同表薩南ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一項の表笠利ＶＯＲの項の改正規定（「平成27年10月15日から平成28年２月３日まで供用休止」を「平成28年２月４日から供用再開」に改める部分に限る。）、同表薩南ＶＯＲの項を削る改正規定、第三項の表鹿児島ＩＬＳの項及び奄美ＩＬＳの項の改正規定、第四項の表笠利ＤＭＥの項の改正規定（「平成27年10月15日から平成28年２月３日まで供用休止」を「平成28年２月４日から供用再開」に改める部分に限る。）並びに同表薩南ＤＭＥの項を削る改正規定は公布の日から、第三項の表福島ＩＬＳの項の改正規定は平成二十八年三月二十七日から施行する。